

政令第四百二十二号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第一条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第二条の見出しを「（法第二百二十六条の政令で定める処分等）」に改め、同条中「第八十条の二」を「第二百二十六条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

第三条を次のように改める。

(法第四百四十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

第四条第一項中「第八十三条の三第一項」を「第四百四十三条第一項」に改める。

第五条第一項ただし書中「(法第五十七条第一項)」を「(法第九十二条第一項)」に、「第五十七条の三第一項又は第五十七条の六第一項」を「第九十四条第一項又は第九十七条第一項」に改め、同項第一号中「第五十六条の十四、第七十三条の二、第七十五条及び第九十五条第五項」を「第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項」に、「第五十六条の十四、第七十六条第二項(法第九十五条第五

項」を「第八十三条、第二百一十一条第二項（法第一百七十二条第五項）に、「（）及び第九十五条第五項」を「（）及び第一百七十二条第五項」に、「第八十一条の二第二項」を「第二百二十九条第二項」に改め、同項第二号中「第八十条第三項」を「第二百二十五条第三項」に改め、同項第三号中「第五十六条の十六」を「第八十五条」に、「第五十六条の十五第二項」を「第八十四条第二項」に改め、同項第五号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に、「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第五十七条の二第二項」を「第九十三条第二項」に、「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条第三項第三号中「第九十五条第五項」を「第一百七十二条第五項」に改め、同条第四項第一号中「第八十条」を「第二百二十五条」に改め、同号二中「第七十二条第一項（法第七十五条及び第九十五条第五項）」を「第一百五十五条第一項（法第一百七十条及び第一百七十二条第五項）」に改め、同項第二号中「第八十二条（法第九十五条第五項）」を「第一百三十条（法第一百七十二条第五項）」に、「第八十三条」を「第一百三十一条」に、「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

第六条第一項中「第百八十五条第一項」に、「第五十六条の十六」を「第八十五条」に改める。

附則第二項から第六項までを削る。

附則第七項の前の見出しを削り、同項中「第百二十二条第二項」を「附則第七条第二項」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「（国の貸付金の償還期間等）」を付する。

附則第八項中「第百二十二条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第九項を附則第四項とし、附則第十項を附則第五項とする。

附則第十一項中「第百二十二条第五項」を「附則第七条第五項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十二項（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同項を附則第七項とする。

（国有財産法施行令の一部改正）

第二条 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百

九条第一項」に、「第九十五条第一項」を「第一百七十二条第一項」に改める。

(地方税法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に改める。

一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十四条第一項第四号

二 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)第二条第一項第一号

三 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律第二条の事業を定める政令(昭和四十七年政令第三百三十三号)本則

(鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令の一部改

正)

第四条 鹿児島県大島郡十島村に関する文部省関係法令の適用及びこれに伴う経過措置等に関する政令(昭和二十七年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第七項中「第一百五十五条第四項及び第一百十六条第一項」を「附則第三条第四項及び第四条第一項」に改める。

(農地法施行令の一部改正)

第五条 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「第八十条及び第八十一条」を「第二百二十五条及び第二百二十八条」に改める。

(都市公園法施行令の一部改正)

第六条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号イ中「登録有形文化財」の下に「登録有形民俗文化財若しくは登録記念物」を加える。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第二十六号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第八十一条第一項」を「第二百二十八条第一項」に、「第八十三条の三第一項」を「第四百四十三条第一項」に、「第九十八条第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

第三条第一項第二十八号中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に、「第八十条第一項、第八十一条

第一項、第八十三条の三第一項」を「第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百四十三条第一項」に、「第九十八条第二項」を「第一百八十二条第二項」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号二(2)中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百条第一項」に、「第八十三条の三第一項」を「第一百四十三条第一項」に改め、同条第七号二中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正）

第九条 次に掲げる政令の規定中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第一百九条第一項」に、「第七十条第一項」を

「第百十条第一項」に、「第八十三条の三第一項」を「第百四十三条第一項」に改める。

一 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第三条第二十八号

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第七条第二十八号

三 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第三十四号

（新都市基盤整備法施行令の一部改正）

第十条 新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改め、「」の所在する土地」の下に「、同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地」を加え、「第八十三条の三第一項」を「第百四十三条第一項」に、「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第十一条 地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「第六十九条」を「第百九条」に、「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二



項」に改め、同項第二号中「第八十三条の三第一項」を「第四百四十三条第一項」に、「第八十三条の四第一項」を「第四百四十四条第一項」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第十七条第三項第一号中「第五十六条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項第二号口中「第一百五十五条第一項」を「第一百九十条第一項」に改める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十三条の三第一項」を「第四百四十三条第一項」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第八十一条第一項」を「第二百二十八条第一項」に、「第八十三条の三第一項」を「第四百四十三条第一項」に、「第九十八条第二項」を「

第百八十二条第二項」に改める。

(景観法施行令の一部改正)

第十四条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第五十六条の十三第一項」を「第八十一条第一項」に、「第九十条第一項」を「第百六十七条第一項」に、「第九十一条第一項」を「第百六十八条第一項」に改める。

(公害等調整委員会事務局組織令の一部改正)

第十五条 公害等調整委員会事務局組織令(昭和四十七年政令第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第八十五条の六第一項」を「第百五十九条第一項」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)

第十六条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一百十条第一号中「記念物」の下に「及び文化的景観」を加える。

(文化審議会令の一部改正)

第十七条 文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表文化財分科会の項中「第八十四条」を「第一百五十三条」に改める。

附則第二項中「第一百六条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。